

世帯分離による賃貸型住宅への入居に係る基準

賃貸型応急住宅の申込みは、原則 1 世帯につき 1 住居としてきたが、5 人以上の世帯であり、かつ以下の基準を満たす場合には、世帯を分離して複数の住宅を申し込むことを可能とする。

記

1 家賃

家賃の合計が 1 か月あたり 13 万円以下であること。

ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

【例】世帯人数が 6 人の場合

入居者	住 宅	家賃	家賃合計
A, B, C (3 名)	〇〇コーポ 301 号室	65,000 円	130,000 円
D, E, F (3 名)	〇〇コーポ 302 号室	65,000 円	

- 2 共益費、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、鍵交換費用
賃貸型応急住宅ごとに、令和 8 年熊本地震に係る熊本県賃貸型応急住宅実施要綱
(以下「実施要綱」という。) 第 7 条の規定により県が負担する。

3 申込方法

申し込む物件ごとに必要書類を揃え、同時に申し込むこと。

4 その他

- ・入居対象者、賃貸型応急住宅の条件、入居者の負担、入居期間、提出書類等については、実施要綱のとおりとする。
- ・申込者は、世帯を分離して入居せざるを得ない理由（世帯に見合った広さの物件が見つからない等）を別添の申立書に記載して、申込書とともに提出するものとする。
- ・既に賃貸型応急住宅の提供を受けている者は、世帯分離による入居を申し込むことはできない。